

農地台帳の公表事項について

	公表		機構への情報提供 (省令 § 103①)
	インターネット等 (要約書の交付を含む) (省令 § 104②二)	窓口での書面の閲覧 (省令 § 104②一)	
(1) 農地集積・集約化を進めるため、広く公表する必要がある事項			
農地の所在、地番、地目及び面積 (法 § 52-2①二)	○	○	
賃借権等の種類・存続期間 (法 § 52-2①三)	○	○	
耕作者ごとの整理番号 (省令 § 101一)	○	○	
遊休農地の措置の実施状況 (省令 § 101三)	○	○	
貸付けに関する所有者の意向 (省令 § 101四)	△	△	
農振法・都市計画法等の区域区分 (省令 § 101五)	○	○	
機構が借りている農地かどうか (省令 § 101七)	○	○	
(2) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、人・農地プランの話し合いの場等で必要な事項			
所有者の氏名・名称 (法 § 52-2①一)	×	○	○
賃借人等の氏名・名称 (法 § 52-2①三)	×	○	○
耕作者の氏名・名称 (省令 § 101一)	×	○	○
(3) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、機構が業務を行う上で必要な事項			
所有者の住所 (法 § 52-2①一)	×	×	○
賃借人等の住所 (法 § 52-2①三)	×	×	○
借賃等の額 (法 § 52-2①三)	×	×	○
権利移動に係る手続の根拠法 (省令 § 101二)	×	×	○
納税猶予の適用状況 (省令 § 101六)	×	×	○
その他必要事項 (省令 § 101八)	×	×	○

○公表する △公表に同意した場合のみ公表 ×公表しません

※ 農地の賃貸借は、引き渡しによって第三者に対抗できるため(農地法第16条)、賃借人の登記は通常行われていない。また、住民基本台帳は個人情報保護の観点等から閲覧を制限している。